

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730055

研究課題名（和文）裁判員制度の下における証人尋問の意義と調書の用い方に関する研究

研究課題名（英文）Right to be Confrontation And Hearsay Rule

研究代表者

伊藤 睦（Ito Mutsumi）

三重大学・人文学部・准教授

研究者番号：70362332

研究代表者の専門分野：刑事訴訟法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：証人審問権、伝聞法則

1. 研究計画の概要

裁判員制度のもとでの適正な事実認定を確保するためには、被告人側に対しても立証・防御活動の手段を十分に与え、公判審理を充実化させることが不可欠である。

本研究では、アメリカにおける証拠開示をめぐる議論及び連邦憲法修正6条の対質権をめぐる議論と、同じく修正6条の強制手続請求権をめぐる判例・学説とを併せて検討することにより、被害者保護等の重要な利益をも保護しながら、被告人にとって重要な証人に対する十分かつ必要な審問の機会を保障し、公正な審理を確保する手続のあり方を模索する。

2. 研究の進捗状況

(1) 研究初年度より、研究目的に沿い、アメリカ連邦法域における対質権と強制手続請求権をめぐる判例、学説資料を収集し、分析を行ってきた。そしてその分析結果を、論文「対質権と強制手続請求権を貫く基本理念」としてまとめるとともに、刑法学会第86回大会で一部報告した。

また、資料収集と分析を重ねるうちに、特に重要な課題として浮かび上がってきた、被害者証人をめぐる問題については、別途検討し、「被害者供述と対質権」と題する論文にまとめて、その研究成果を報告した。その中では、DV被害者や児童虐待被害者に対して反対尋問する被告人の権利が、特定の場合には剥奪される一方で、それ以外の場合には、被告人が悪質な行為を行った可能性があるということだけを理由として、被告人の権利を失わせて公判外供述を用いてはならないとするアメリカ連邦法域での裁判実務につ

き紹介することができた。

(2) 研究2年目にあたる平成20年度には、被害者証人をめぐる問題についての比較考察を目的として、裁判と量刑手続を被告人の更正と社会復帰に重点をおいたものに変容させ、その中で被害者保護と適正な裁判を実現させることを模索している豪州の実務状況について、現地調査を行い、専門家証人として活動している心理学者等にも聞き取り調査を行った。

さらに、研究三年目にあたる平成21年度には、弁護士に対する聞き取り調査を行い、実施されている裁判員制度と公判前整理手続において、供述調書や公判外供述がどのような扱いを受けているか、被害者たる証人につき十分な尋問ができていないか、共犯者証人や専門家証人等に対してはどうか、等の実態を知ることができた。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している

論文と現地調査等については、上記のとおり、着実に進めることができています。アメリカへの現地調査や心理学実験等、当初予定していた調査の一部には、いまだに実現できていない部分が残っているが、準備は進めてきており、最終年度に実施する予定である。

4. 今後の研究の推進方策

研究の最終年度にあたる22年度には、これまで行ってきた研究の集大成として、研究目的に沿い、アメリカ連邦法域における対質権、強制手続請求権をめぐる判例・学説をもとにしなが、裁判員制度のもとでの被害者

証人及び専門家証人の用い方に関する論文を執筆する予定である。

また、被害者証人に対するビデオリンク方式での尋問に関する実験調査や弁護士、裁判官等への聞き取り調査、及び米国への現地調査など、準備を進めてきた計画を実施し、その成果を公表したい。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

①伊藤 睦、被害者供述と対質権、法経論叢、27巻2号、31～44頁、2010、査読無し

②伊藤 睦、対質権と強制手続請求権を貫く基本理念、刑法雑誌、48巻3号、2009、350～364頁、査読無し

〔学会発表〕(計1件)

①伊藤 睦、対質権と強制手続請求権を貫く基本理念、刑法学会第86回大会、2008年5月18日、神戸国際会議場